れを置くことにする。

第十四条　役員は全て、本会より金銭的報酬を受けない。

第十五条　役員の任期は一年とする。
但し、再任を妨げない。

第七章　会議

第十六条　執行委員会は原則として週一回本会事務所において開催される。

第十七条　執行委員会に於ては、資料の収集整理、調査研究結果の検討、パンフレットの作成、講演会、映写会等の計画立案を行なう。

第十八条　執行委員会には、本会の会員は全て参加する権利を有する。但し、執行委員会に参加せる会員は、自主的に執行委員に課せられたさまざまな業務に協力する事が望ましい。

第十九条　執行委員会の一切の最終的責任は会長が負う。

第八章　総会

第二十条　定例総会は年一回これを開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

第二十一条　総会は全会員の十分の一以上の出席をもって成立する。

第二十二条　総会は会長が招集し、議長は執行委員の中からこれを選出する。

第二十三条　総会は左記事項を討議する。
一、本会の活動状況報告及び将来の計画検討。
一、規約の変更
一、役員の交代、新役員の選出
一、新会員の紹介
一、収支報告
一、前項の他、執行部が必要と認める事項。

第九章　補則

第二十四条　本規約の施行に際し、必要な細則は、執行委員会の議決を経て、会長が定める。

第二十五条　本会の規約変更、会員の除名にあたっては総会上、出席会員過半数以上の同意を経て会長がこれを決定することができる。